

(写)

全産連発第 149 号
平成 30 年 8 月 17 日

各地域協議会会長 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会

会長 永井 良一



平成 30 年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者の推薦について (お願い)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、厚生労働省から推薦依頼がありましたので、別添 1「平成 30 年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者 (製造業等) の推薦について (依頼)」をご確認いただき、候補者の推薦をお願いいたします。

なお、各協会及び当連合会安全衛生委員にも別添 3 のとおり情報提供へのご協力をお願いしておりますことを申し添えます。

記

推薦締切：平成 30 年 10 月 1 日 (月) ※ 締切厳守でお願いいたします。

提出書類：「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者推薦書」(別添 1 の別紙 1)

※後日記載内容の修正をお願いする場合がありますので、推薦者欄に代表者の押印はしないでご提出くださいますようお願い致します。

「連合会宛推薦書 (別添 2 別紙様式)」

※該当者が無い場合は不要です。

提出方法：E-mail (chosa@zensanpairen.or.jp) または Fax (03-3224-0820) にて、連合会調査部までご提出ください。

留意事項：

- ① 貴協議会内の協会及び連合会安全衛生委員と調整の上、ご提出ください。
- ② 各地域からの推薦は 1 名までとさせていただきます。(当連合会から厚生労働省への推薦枠は 2 名です。推薦者の合計人数が 2 名を上回った場合は、別添 2 の推薦方法に基づき当連合会安全衛生委員会委員長及び専務理事が推薦書類の記載内容をもとに、当連合会の推薦者 2 名を決定いたします。)

以上

(担当：調査部)



基安安発0810第2号
平成30年8月10日

公益社団法人全国産業資源循環連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

平成30年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者（製造業等）
の推薦について（依頼）

労働災害防止対策につきましては、平素から格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、標記顕彰につきましては、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、職長等の安全管理に対する意欲を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図るため、平成10年度から実施しているところであり、今年度につきましては、別添「製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領」に基づき平成31年1月に実施する予定としております。

つきましては、業務御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴団体等の関係企業等におきまして、本顕彰制度の趣旨に沿い、別添の3の顕彰基準を満たす候補者がおられましたら、下記により御推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、本推薦依頼は、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、各都道府県労働基準協会・連合会及び各事業者団体に対して行っております。

記

1 推薦者数

一次審査団体等（厚生労働省が決定する事業者団体、労働災害防止団体等で貴団体含む）ごとに2名以下です。

ただし、別添「製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領」（以下「要領」という。）の7の（1）で、顕彰数の総枠を示していることから、2名推薦する場合は優先順位をつけてください。なお、優先順位が下位の者は顕彰対象としない場合もございます。

2 推薦書類提出期間

平成30年10月1日（月）～平成30年10月12日（金）【消印有効】

3 推薦書式及び提出方法

「要領別紙1」により一次審査団体等から下記6の提出先に提出願います。

なお、要領の5の(1)で、推薦書類の提出にあたっては、Word形式の電子媒体(推薦書)及び紙媒体(推薦書原本及び資格等写し)をお願いしております。Word形式の電子媒体(推薦書)につきましては、下記6のメールアドレスに一次審査団体等の担当者の方からメールをお送り頂ければ、担当者の方に対し当該電子媒体原紙を提供させて頂くことが可能です。

4 顕彰式典の開催月

平成31年1月を予定しています。具体的な日時場所等につきましては平成30年12月中に厚生労働省ホームページ上で公表いたしますが、下記3により、メールアドレスが判明している一次審査団体等の担当者の方に対しては、個別にお知らせ致します。

5 その他

(1) 職長等とは、工場、工事現場等における監督者であって、作業現場において労働者を直接指揮監督する地位にあるものであり、その職務は、通常、仕事の段取り、機械設備の保全、職場規律の維持、部下の統率、安全衛生に関する指導、作業員の配置、表彰など様々なケースがあります。

なお、具体的に過去表彰された職長等には、「自動車・同付属品製造業等では、製造部の工長」、「セメント・同製品製造業では、生産課のグループリーダー」、「造船業では、修繕課の作業長」、「警備業では、警備隊の隊長」、「一般貨物自動車運送業では、営業所の技能長」、「港湾荷役業では、海運部の班長」、「林業では、伐木集材作業現場の現場総括責任者」、「社会福祉施設では、介護部門の介護主任」等があることを参考にしてください。

(2) 推薦にあたっては、被顕彰者候補者に対し、顕彰時は氏名及び所属事業場名を公表することの了解を取るようにお願いいたします。

(3) 推薦にあたっては、女性候補者の積極的な選出にも御配慮をお願いいたします。

(4) 建設業に属する事業場の方の推薦につきましては、建設業関係団体に対し推薦依頼を行っておりますので、ご留意願います。

6 提出先

厚生労働省 労働基準局安全衛生部安全課 建設安全対策室 あて

所在地：〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

電話：03-5253-1111 (内線5489)

担当：上田、鈴木

電子媒体(推薦書)提供希望ご連絡メールアドレス

ueda-takakazu@mhlw.go.jp

(CCにsuzuki-mayuko@mhlw.go.jpを入れてください)

製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領

1 目的

安全優良職長に対する顕彰は、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者(以下「職長等」という。)を顕彰し、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

2 顕彰の対象

本顕彰は、産業の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

3 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が通算10年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- (2) 職長等として担当した現場又は部署において、顕彰年度の9月30日から遡って過去5年以上、休業4日以上 of 災害が発生していないこと。
- (3) 職務に必要な資格(免許、技能講習及び特別教育)を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。

4 欠格等

- (1) 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。
- (2) すでに安全衛生分野における叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰しない。
- (3) 職長等として担当した現場外において、顕彰年度の9月30日から遡って過去1年以内に、休業4日以上 of 災害が発生しており、当該災害の内容及びその職務内容を鑑み、顕彰審査委員会にて対象と認められないと判断した場合は、顕彰しない。
- (4) 所属する事業場において、顕彰年度の9月30日から遡って過去1年以内に、死亡災害等の重篤な災害が発生している場合又は労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法及び労働基準法の重大な違反、労働・社会保険料の未納等の違法行為がある場合は、顕彰しない。
- (5) 所属する事業場において、顕彰年度の9月30日から遡って過去3年以内に、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定のある場合、顕彰しない。

5 被顕彰者の決定

(1) 一次審査

各事業者が、厚生労働省が決定する事業者団体、労働災害防止団体等（以下「一次審査団体等」という。）あて候補者を推薦し、推薦を受けた一次審査団体等は、当該候補者が3に掲げる顕彰基準に該当することを確認の上、推薦書類を厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室に提出する。

なお、推薦書類の提出にあたっては、Word形式の電子媒体（推薦書）及び紙媒体（推薦書原本及び資格等写し）を提出すること。Word形式の電子媒体の送信先については一次審査団体等に別途教示する。

(2) 二次審査

厚生労働省は、厚生労働省に設置する顕彰審査委員会で総合的に審査し、被顕彰候補者を選考する。

(3) 決定

厚生労働大臣は、(2)により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。

6 顕彰の方法

顕彰は、厚生労働大臣が被顕彰者に顕彰状及び徽章を授与して行う。

7 その他

(1) 顕彰数は原則70人程度とする。

(2) 3の(1)の「実務経験」は、原則として、顕彰候補者が所属する事業場の代表者（以下「所属事業者」という。）の証明により確認する。

(3) 3の(2)の「過去5年以上、休業4日以上災害が発生していないこと」は、原則として、顕彰候補者の所属事業者の証明により確認する。

(4) 3の(3)の「資格」、「各種安全衛生教育」は、免許証、修了証、受講票等により確認する。また、「安全管理、作業指揮等の能力が優秀である」ことは、資格、各種安全衛生教育の受講歴のほか、所属事業者からの推薦書に記載された顕彰候補者の経歴及び推薦事項で確認する。

なお、労働安全衛生法第60条で規定する職長教育の受講を修了したことを証明するものがあれば、推薦書類にその写しを添付すること。（事業者による職長教育を行っており、修了証が発行されていない場合や受講が義務付けられていない業種の場合を除く。）

(5) 3の(4)に掲げる事項については、所属事業者からの推薦書に記載された顕彰候補者の活動歴及び推薦事項で確認する。

(6) 5の(1)の事業者による推薦は、別紙1の様式により行う

(7) 5の(2)の厚生労働本省に設ける「顕彰審査委員会」は、学識経験者等により構成することとし、別途定める。

(8) 6の「顕彰状」は別紙2、「徽章」は別紙3のとおりとする。

(9) この要領は、平成30年8月10日より施行する。

安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者推薦書(製造業等)

※注 1	ふりがな (式典で呼ばれますので、正式な読み方を記載してください。)	生年月日	昭・平 年 月 日		
	被推薦者氏名 (顕彰状に記載されますので、正式な漢字表記をお願いします。)	年齢	歳	性別	男・女
※注 1、2	住所 (〒 -)	電話 - -	FAX - -		
	職種	役職名			
※注 2	所属事業場名				
	所属事業場所在地 (〒 -)	電話 : - -	FAX : - -		
		問い合わせ担当者職氏名 :			
		管轄労働基準監督署名 :			
	業種	事業場従業員数			
	事業内容				
	職長等としての実務経験の概要 (職長等として現に就いている業務内容を含む。)	年 月			
		職長等としての実務経験の年数	年	現に職長等に就いている はい・いいえ	
	職長等として担当した現場又は部署の災害発生状況				
※注 3	職務に必要な資格及び各種安全衛生教育の受講歴	・職長教育の受講時期		年 月	
		・その他の受講歴			

作業現場における作業指揮等(安全管理含む)に関する経歴及び能力			
作業現場外での部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継続についての活動歴			
賞 罰			
その他参考事項			
所属する事業場に関する事項	過去1年以内	労働災害発生状況 (休業4日以上の災害概要を記載してください。)	
		安衛法、労基法等の重大な法違反及び保険料未払い等の違法行為の有無	あり ・ なし
		過去3年以内の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定の有無	あり ・ なし

【記載注意事項】

- 「氏名」は、特に注意し正式の文字を用い正確に記載するとともに、必ずふりがなをつけること。また、パソコンで変換されない文字の場合、紙媒体の推薦書原本にその正式な文字を朱書きすること。
- 「氏名」、「所属事業名」、「所在地(都道府県)」については、受賞が決定した際には、厚生労働省ホームページに掲載されます。なお、部署名は掲載いたしません。
- 取得した資格の写し、受講した安全衛生教育の修了証の写し等を添付すること。その他必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

以上の記載に相違ないことを証明するとともに、_____ (被推薦者の氏名を記入) を安全優良職長厚生労働大臣顕彰の候補者として推薦します。

_____ を上記顕彰の候補者として推薦するに当たり、_____ の受賞が決定した際には、_____ の氏名、所属事業場、所属事業場所在地(都道府県)が厚生労働省ホームページに掲載されることを本人に説明し、了解を取りました。

所属事業場名
代表者職氏名

印

顕彰状

あなたには、優れた作業指揮により、
多年にわたり職場を無災害に導き、
さらに後進の指導に力を尽くすことにより、
我が国の産業安全の水準の向上に貢献し、
他の模範と認められます。ここに、
安全優良職長として顕彰し、永くその
栄誉を称えます。

○ ○ ○ ○ 殿

平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 印

徽章



仕様 中央の緑十字部分は七宝
裏面 「第21回安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の文字を刻印